

京都市交通局管理規程 4-1 (京都市交通局会計規程) の一部を次のように改正する。

平成18年3月31日

京都市公営企業管理者
交通局長 島田 與三右衛門

第24条中「収入調定簿」を「収入調定書」に改める。

第27条を次のように改める。

(収納伝票の発行)

第27条 金銭出納員は、前条の規定により送付された納入通知書に基づく納入金があった場合は、直ちに収納伝票を発行しなければならない。

第29条の2第1項中「第27条」を「第26条」に、「送付を受けた」を「送付された」に、「収納伝票」を「納入通知書」に、「発行した」を「送付した」に改める。

第31条第1項中「、支出の方法」を削る。

第45条中「金銭出納員に」を「金銭収納員に」に改める。

第64条中「決定通知書」を「決定通知書等」に改める。

第131条第2項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

別表第1中

企画総務部総務課長	企画総務部総務課庶務係長
	企画総務部総務課広告係長
企画総務部職員課長	企画総務部職員課労務係長
	企画総務部職員課人事係長
	企画総務部職員課福利厚生係長

を

「

企 画 総 務 部 総 務 課 長	企 画 総 務 部 総 務 課 庶 務 係 長
企 画 総 務 部 企 画 課 長	企 画 総 務 部 企 画 課 企 画 係 長
企 画 総 務 部 職 員 課 長	企 画 総 務 部 職 員 課 労 務 係 長
	企 画 総 務 部 職 員 課 人 事 係 長
	企 画 総 務 部 職 員 課 福 利 厚 生 係 長

」

に改める。

別表第2中

「

企 画 総 務 部 総 務 課 長	企 画 総 務 部 総 務 課 庶 務 係 長
企 画 総 務 部 職 員 課 長	企 画 総 務 部 職 員 課 労 務 係 長

」

を

「

企 画 総 務 部 総 務 課 長	企 画 総 務 部 総 務 課 庶 務 係 長
企 画 総 務 部 企 画 課 長	企 画 総 務 部 企 画 課 企 画 係 長
企 画 総 務 部 職 員 課 長	企 画 総 務 部 職 員 課 労 務 係 長

」

に、

「

建 設 室 担 当 課 長	建 設 室 担 当 係 長
建 設 室 第 一 建 設 事 務 所 長	建 設 室 第 一 建 設 事 務 所 担 当 係 長
建 設 室 第 二 建 設 事 務 所 長	建 設 室 第 二 建 設 事 務 所 担 当 係 長

」

を

「

建設室担当課長	建設室担当係長
建設室建設事務所長	建設室建設事務所担当所長

」

に改める。

附 則

この改正規程は、平成18年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部財務課)